

## 小松島市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

### 1 業務名

小松島市子育て世帯訪問支援事業

### 2 業務の目的

本業務は、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭に対し、養育環境を整えることを目的として、「小松島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき訪問支援員を居宅に派遣し、家事支援及び育児・養育支援を実施する。

### 3 業務の内容

- (1) 受託者は、実施要綱第7条第3項に規定する訪問支援依頼書(様式第3号)に基づき、利用者及び市と派遣日時等の詳細について調整の上、以下の支援を行う訪問支援員を派遣する。
  - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行やサポート等）
  - ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
  - ③ 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談・助言
  - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
  - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、本市への報告
- (2) 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減をはかるための家事支援等、やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。
- (3) 病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

### 4 支援対象家庭

本市に住所を有し、本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にあるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度（以下「公的制度」という。）による

家事・育児支援が利用対象外の家庭又は公的制度では第2条の目的が達成できない保護者、または公的制度利用開始までの間に一時的な援助が必要な保護者

- (5) その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

## 5 実施日時

- (1) 実施日 原則、月曜日から金曜日まで(祝日および12月29日～1月3日を除く)
- (2) 実施時間帯 原則、9時から18時まで

## 6 利用（サービス提供）時間、期間等

- (1) 1日の利用は、1時間単位で合計2時間以内とし、1箇月につき20時間までとする。
- (2) 利用期間は、利用の承認があった日から3か月以内の期間を基本とする。
- (3) ただし、対象家庭の児童が置かれている状況等からやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

## 7 訪問支援員の要件

訪問支援員については、以下のいずれの要件を全て満たし、本事業による支援を適切に実施できる者とする。

- ① 次の表に定める資格のいずれか1つを有する者又は研修のいずれか1つを修了した者

資格		・保育士 ・介護福祉士 ・看護師
研修	(介護)	・介護福祉士実務者研修 ・介護職員基礎研修 ・介護職員初任者研修 ・訪問介護員養成研修1級 ・訪問介護員養成研修2級
	(障害)	・障害者居宅介護従業者初任者研修 ・障害者居宅介護従業者養成研修1級 ・障害者居宅介護従業者養成研修2級
	(子育て)	・子育て支援員研修

- ② 以下アからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるま

での者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

③ 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等に関し、市長が適当と認める研修を受講した者

## 8 利用者負担額、徴収方法

### (1) 利用者負担額

世帯区分		利用者負担額	
		利用料 (1時間あたり)	交通費相当 (1回あたり)
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
非課税	市民税非課税世帯 (※96時間/年を超えた場合)	0円 (310円)	0円 (190円)
77,101円未満	市民税所得割課税額77,101円未満世帯 (※48時間/年を超えた場合)	0円 (630円)	0円 (370円)
その他世帯	その他の世帯	1,570円	930円

### (2) 徴収方法

利用者負担額は、受託者が利用者から徴収し、徴収にあたっては受託者名義の領収書を発行する。

## 9 委託料等

### (1) 委託料

利用料	1時間あたり 3,140円
交通費相当	1回あたり 1,860円
事務費・管理費	1事業所につき1月あたり 47,000円
キャンセル料	1回あたり 交通費相当

※事務費・管理費は、月1回以上派遣のあった月のみ支払うものとする。

※キャンセル料は、利用日の前営業日17時までに利用者からの連絡がなく利用がなかった場合に発生する。

## (2) 支払い方法

委託料は、小松島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第11条の規定により、市が受託者に支払う。なお、訪問支援員が生活必需品の買物その他のサービスを行う際の実費相当額については、利用者の負担とし、受託者は直接利用者に請求を行うものとする。

## 10 事故発生への対応

- (1) 受託者は、本事業に係る保険に加入し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。
- (2) 受託者はあらかじめ、支援実施中に事故が発生した場合に備えて必要な措置及びマニュアルを作成しておくこととする。
- (3) 支援実施中に事故が発生した場合は、受託者は前項に従い必要な措置を講じるとともに、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号通知）に従い、速やかに報告すること。
- (4) 市の故意・重過失である場合以外は、受託者がその責任において処理にあたる。

## 11 実施体制

事業実施にあたっては次のとおりスタッフを配置（専任でなくてもよい）すること。

- (1) 本事業の管理責任者を配置すること
- (2) 訪問支援員の相談指導体制を確保すること
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること

## 12 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者及び訪問支援員は、児童及び保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なくその業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- (2) 訪問支援員は、支援を行う際には常に受託者が発行する身分証明書を携行し、求められた場合は、必ず掲示しなければならない。
- (3) 受託者は、利用者に対する支援に関する諸記録を整備し、当該支援を実施した日から5年間保存しなければならない。

## 13 実績報告、委託料請求

受託者は、本事業の履行日の翌月10日までに、別に示す実施状況の報告書とともに委託料の請求を行うこととする。

#### 14 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、市と受託者が協議の上、決定することとする。